

平成22年 11月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第十九号

平成二十二年十一月十一日（木曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	田中優子
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	市川康憲
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
財政課長	岩本 康

総務部

部長	堀 恵子
総務課長	宮内孝男
人事課長	尾崎眞也
職員厚生課長	中村哲也

財務部

部長	霧生秋夫
経理課長	岡田 篤
課税課長	中里 忍

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 請願審査

(1) 平二二・三〇号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書等の提出を求める請願

2. 報告事項

(1) 第四回定例会提出予定案件について

〔議案〕

- ① 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- ② 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

〔報告〕

- ① 平成二十二年八月分例月出納検査の結果について
 - ② 平成二十二年九月分例月出納検査の結果について
- (2) 平成二十二年特別区人事委員会勧告の概要について
- (3) 平成二十二年度工事請負契約締結状況（九月分）について

(4) 平成二十二年度工事請負契約締結状況（十月分）について

(5) その他

3. 資料配布

(1) 「世田谷区の財政状況—平成二十一年度決算—」

4. 協議事項

(1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前九時五十九分開議

○穴戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○穴戸 委員長 本日は、請願の審査等を行います。

それでは、請願審査に入ります。

最初に、平二二・三〇号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書等の提出を求める請願」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎中里 課税課長 それでは、平二二・三〇号の請願につきましてご説明いたします。

請願文書表の一ページをごらんください。固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について、東京都に対して意見書の提出を求める請願でございます。

請願の趣旨でございますが、青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷等により厳しい経営を強いられており、この状況において、東京都が現在まで実施している小規模住宅用地に対する都市計画税を二分の一とする軽減措置、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を二割減額する減免措置、商業地等に対する固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を六五％に引

き下げる減額措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活はさらに厳しいものとなるということから、これらの軽減措置を平成二十三年度以降も継続してほしいというものでございます。

これらの請願につきましては、1及び2に関しましては平成十四年度から、また、3につきましては平成十七年度から毎年度、請願が提出されております。

内容についてのご説明をさせていただきます。

二ページ、三ページに内容が記されておりますが、A4一枚の資料を添付してございますので、そちらのほうを用いましてご説明させていただきたいと思っております。

まず第一でございますが、東京都の軽減措置(1)に記載のように、小規模住宅用地、二百平方メートル以下のものとなりますが、算出された都市計画税額を二分の一に軽減するもので、その措置の継続を求めるものでございます。地方税法におきましては、小規模住宅用地につきましては都市計画税の課税標準額、これは税金を算定するための基礎金額となりますが、その課税標準額を三分の一に減額する特例が設けられております。東京都の措置におきましては、それに上乗せする措置になってございます。これは昭和六十三年度から継続して実施されております。

次に、第二でございますが、こちらは小規模非住宅用地、端的に申しますと店舗あるいは工場などが該当になりますが、東京都の軽減措置(2)に記載のように、二百平方メートルまでの部分に係る固定資産税、都市計画税をおのおの二割減免するという措置でございます。こちらは地方税法での減額等の措置はございません。この措置に関しましては、平成十四年度から実施されております。

次に、第三になりますが、これは商業地等に関する固定資産税、都市計画税の軽減措置の継続を求めるものとなっております。これにつきましては、東京都の軽減措置(3)のように、課税標準額を六五%に軽減するという措置でございます。地方税法におきましては課税標準額を評価額の七〇%までに抑えるという特例が設けられて

おりますが、東京都はそれをさらに五％引き下げる措置を平成十七年度より実施しております。この措置につきましては、全国と比べまして、やはり東京都の土地は過大な値段になっておりますので、そういった二十三区の商業地等の税負担を緩和、負担の不均衡を是正するという目的を持って制度が実施されております。

この三件につきまして、平成二十二年度での世田谷区内における影響額、軽減額になりますが、世田谷都税事務所によりますと、固定資産税につきましては約十一億円、都市計画税につきましては約四十三億円というふうになってございます。

説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、本件に対するご意見と取り扱いについて、あわせてお願いいたします。

◆菅沼 委員 趣旨採択といたします。

当然今皆さんご存じのように景気が悪い。それから、固定資産税や都市計画税というのは全国でも一番高いという中で、陳情者のあれはよくわかりますので、そういうことで趣旨採択させていただきます。

◆平塚 委員 公明党としましても趣旨採択でお願いします。

理由につきましては、本当に毎年こうやって出されていますし、経済状況はまだまだ大変厳しいですので、しっかりとこういう声を上げていかなければいけないという意味で、趣旨採択でお願いします。

◆桜井 委員 我が党も趣旨採択でお願いします。

◆竹村 委員 非常にもっともなことだと思imasるので、趣旨採択でお願いいたします。

◆ひうち 委員 景気が悪い中、継続して軽減措置を実施する意見書を提出すべきと思imasるので、趣旨採択でお願いいたします。

◆すがや 委員 趣旨採択でお願いいたします。

◆田中 委員 これはずっと続いているので、もしも趣旨説明を聞く機会が休憩中とかにあれば、暫定措置じゃなくて、法改正をすべきという意見書のほうがいいんじゃないか、そういうお考えはないですかと聞きたい気持ちもあつたんですけども、今回はいらっしやらないので、この文面ということなので、趣旨採択でお願いいたします。

○宍戸 委員長 それでは、趣旨採択で意見がそろいましたので、本件については趣旨採択とすることでお諮りしたいと思imasます。

本件を趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、平二二・三〇号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

なお、議会としての対応については、後ほど協議事項の中で協議させていただきます。

以上で請願の審査を終わります。

○宍戸 委員長 それでは、報告事項の聴取に入ります。

まず最初に、(1)第四回定例会提出予定案件について、議案の①職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を願imasます。

◎尾崎 人事課長 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正の趣旨でございますが、心身の故障により長期の休暇を繰り返す職員に対しまして、適切な人事管理を行い、公務の適正かつ能率的な運営を図るために、新たに休職期間を通算する制度を設けるものでございます。これにあわせて規定の整備も図っております。

改正の内容につきましては、病気休職から復帰した後一年以内に再び同一の疾病により勤務につくことができなくなった場合は、前回の病気休職期間を通算とするものでございます。

下の参考というところをごらんいただきたいと思えます。現行の休職制度といえますか、心身の故障により勤務ができなかった場合の現行の扱いでございますが、まず、休み出してから引き続く九十日までは有給の病気休暇がございます。この有給期間は九十日までとなっておりますので、九十日になった段階で職務に復帰できる見込みがない場合は、現実にはその一カ月前ぐらいからなるうかと思うんですが、新たな診断書を提出して休職の手続に入ります。九十日を超えて、なおかつ勤務できない状態が続く場合は、制度とすれば最大で三年間の休職の措置がございます。この休職の措置のうち、最初の一年が有給の八割支給、あとの二年は給料的には無給という制度でございます。

休んでいて、よくなったので復帰しますというときは、今のやり方は、医師の診断に基づきまして復職が可能である、勤務に十分つけるよという診断を聴取しまして、実際に医師等の話も聞いていった上で復職を決定するというようにしてございますので、従前は、治って、このまま勤務に当然つけるという前提でやっておりました。

それで、例えば復帰した後、半年後にまた病気が再発したというような場合は規定がございませんでしたので、従前は最初の病気休暇の一からスタートして、また最大

三年マックスというふうな形をとっておりましたけれども、今回、これを通算するというように改めるものでございます。

例えば、病気休職に入りまして六カ月で仮に治りました、復職できますということで復職をしたとします。その後二カ月ぐらいでまた病気が悪化して勤務ができなくなった場合につきましては、この病気休職の六カ月、そこからまた再スタートというんですか、前はリセットしてゼロからだったのを、この六カ月のところから引き続き通算した上で休職を発令しますので、有給も引き継ぐ。だから、六カ月有給だったので、あと六カ月たつと無給に切りかわる。ここの上の第2の改正内容に米印で書いてあるものはその趣旨でございます。無給のところ、例えば一年半で復職して、また体調が悪くなったとなると、今度は無給のまま引き継いで残りをやるということでございます。だから、新たなリセットがないものですから、病気休暇という形での承認はいたしませんということが第2の米印のそれぞれの意味でございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この四条二項の追加の部分が今申し上げましたことを書いてあるものでございます。このアンダーラインの部分の終わり三行目あたりから「通算した期間が三年に満たない場合においては、休職期間を通算して三年を超えない範囲内において、これを更新することができる」と記しているのは、休職制度そのものが最大三年までしかないので、通算するということは、例えばすぐやめたとしても、三年を超えて更新を認めることはありませんという、言ってみれば当たり前の規定なんです、改めて条文上ははっきりと記載したものでございます。

以下の部分につきましては、この際の条例改正の機会に規定の整備を図るものでございます。

六条の二に「休職期間が満了したときにおいては、当該職員は当然復職するものとする」という条文を一部追加してございますが、これは、今までもこういう形でやっ

ておるものですが、この際、はっきり条文化させるものでございます。現実には職員は当然職務専念義務がありますので、まず勤務するというのが大前提なんですけれども、心身の故障により勤務できないような状態になったときは、最大三年間の間、休職制度ということで身分を保障するので、その間に体を直して職務に復帰できるようにしなさいというのがこの制度の根本たるところです。

三年たっても体が、要するに心身の故障が治らない、職務に復帰できない場合は、当然認められている制度の期間が切れるわけですから、現実問題として、それで職務に復帰できないということになると、ご本人のほうから退職願を書いて出してこられるのが今までの大体のパターンです。でも、それでも退職願は出さないといった場合に、制度上というか、理論上どうなるかということ、働くことが大前提で、この三年の間だけ休職の発令をして、何月まで休んでいいよという発令をかぶせているわけで、その期間が来れば、当然それがなくなるので、本来の勤務すべき状態に戻りますよということ。そういう状態なので、現実問題とすれば、先ほど申し上げましたように、勤務に復帰できる見込みがなければ、大体退職願を書いて出されるということで、当然やっていたものを、この際、規定の整備として、改めて条文化させていただいたものでございます。

説明は以上です。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いします。

◆市川 委員 この種の条例改正は、これは二十三区も同じように改正されるんですか。

◎尾崎 人事課長 大きな流れとすればそうなるものだと思います。二十年か二十一年で、東京都のほうがまず改正をいたしました。今現在、文京区と、うちが認

めていただければ世田谷が改正に動き出す。文京区は二十二年の四月からの適用で改正しております。現実的にはいろいろそういう取り扱いは同じような形になっていきますので、今後、条例化に向けて、各区が動き出していくものだというふうに理解しております。

◆市川 委員 まだ二十三区全体として足並みがそろっていない状況の中で、同じ職員という立場でありながらも、世田谷区がこうした改正をするということは、やはり世田谷区の特殊事情みたいなものがあるというふうに考えていいのかしら。

◎尾崎 人事課長 各区それぞれのご判断だとは思いますが、これはある部分では不利益処分というんですか、今までもう一回認めてもらっていたのが通算しますよということは、その職員の側なり勤務条件から見ると不利益に当たる部分もあるので、きちっと条例化した上で適用させたいというのが世田谷の考えでございます。今まで世田谷は通算してこなかったのを、他区も含めていろいろ通算している状況に参加するときには、きちっと条例化した上でそごのないような体制で臨みたいということで、今回条例化したものでございます。

◆すがや 委員 今まで三年以上というんですか、いろいろ休んで復帰して、休んで復帰してという方はいらっしゃるんですか。

◎尾崎 人事課長 数ははっきりと把握しておりませんが、多くはないですけれども、最近では、大丈夫と戻ってきて、二カ月とか三カ月でまたぐあいが悪くて勤務できないというふうな例が、本当にまばらでございますが、出てきております。

◆すがや 委員 あと、今病気休暇している方というのは何人いらっしゃって、休暇と休職を分けられるのかわからないんですけれども、今何人いらっしゃるのかというその辺を教えてください。

◎尾崎 人事課長 この四月一日の時点で切り分けてなんですけれども、四月一日時点で、現在休職中である者は四十八名です。

◆竹村 委員 今の質問をもうちょっと伺いたいんですが、じゃ、休暇中という方は何人いらっしゃるんですか。

◎尾崎 人事課長 申しわけないんですが、短期の病気欠勤とかがいろいろ出るものですから、休暇中の人はちょっと把握してございません。

○宍戸 委員長 それでは次に、②世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を願います。

◎中里 課税課長 それでは、資料に基づきまして、第四回区議会定例会に提案予定の世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の事由、内容等でございますが、平成二十二年度税制改正によりまして地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、世田谷区特別区税条例の一部を改正し、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族の情報収集に関する規定の整備を図るものでございます。

具体的内容でございますが、平成二十二年度より子ども手当や高校授業料無償化の制度が開始されたことに伴いまして、ゼロ歳から十五歳以下の者の扶養控除及び十六歳から十八歳までの者の特定扶養控除の上乗せ分が、区民税は平成二十四年度から、所得税は平成二十三年分から廃止されることとなっております。そのことによりまして、現在、所得税法の規定に基づく扶養控除等申告書によって情報収集しております給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族の情報について、所得税法上ではゼロ歳から十五歳以下の親族の情報を収集することが不要となります。しかし、住民税には非課税限度額制度がありまして、その判定には扶養控除の対象にはならなくなったぜ

口歳から十五歳以下の親族を含む人数等の情報が必要となります。そのため、引き続きこれまでと同じ方法でゼロ歳から十五歳までの親族を含む扶養親族の情報を把握できるようにするため、特別区税条例に根拠となる規定を設けるということでございます。

この扶養親族の申告は所得税の源泉徴収を行うための資料としても利用がされるため、その年の最初の給与等が支払いされる日までに勤務先の事業所等へ提出することとなっております。そのことから、施行期日が平成二十三年一月一日となっております。

周知につきましては、毎年、税務署、都税事務所とともに実施しております年末調整等の事務説明会で、事業所の給与担当者、あるいは税理士さんなどに周知してまいります。

説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、報告に入ります。

①平成二十二年八月分例月出納検査の結果について、②平成二十二年九月分例月出納検査の結果について一括説明願います。

◎宮内 総務課長 平成二十二年八月分と九月分の例月出納検査の結果につきましては、告示日に議案とともに配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

○宍戸 委員長 そのようでございますので、よろしくお願いいたします。

○宍戸 委員長 それでは次に、(2)平成二十二年特別区人事委員会勧告の概要について、理事者の説明を願います。

◎中村 職員厚生課長 十月十二日にごございました平成二十二年特別区人事委員会勧告の概要についてご説明させていただきます。

お手元の資料の1をごらんください。勧告の特徴を四点お示ししております。

(1)としまして、本年は職員給与が民間給与を上回っているため、給料表を引き下げ改定することとしております。民間給与等の格差につきましては、月額でございますが、額にして千二百五十九円、率では〇・三〇%となっております。

(2)といたしまして、期末手当・勤勉手当について、現行四・一五月から〇・二月分を引き下げ、三・九五月に改定することとしております。

(3)といたしまして、地域手当につきまして、現行の一七%から一八%に引き上げることとし、この引き上げ分と同程度、給料月額を引き下げることとしております。

(4)ですが、これらにより職員の平均年間給与は、額にして約十万八千円、率にして一・六%の引き下げとなります。

次に、資料の2でございます公民較差・改定額の表をごらんください。特別区、東京都、国の勧告を一覧にしております。

表の二行目の公民較差の行を横に見ていただきますと、特別区が〇・三%、東京都が〇・二九%、国のほうが〇・一九%の引き下げということで、大企業が集積している特別区は経済の影響が大きく、都や国を上回る引き下げとなっております。

資料の3の改定内容のうち改定の実施時期につきましては、同じく引き下げ改定を行いました昨年の例で言いますと、第四回定例会に改正条例をご提案、ご議決いただきまして、月額給与は来年の一月一日から引き下げ、期末・勤勉手当につきましては

十二月分からの引き下げという対応をしております。

資料の裏面でございますが、職員の給与に関する報告の意見といたしまして、職務給の徹底に向けた取り組みの成果から、人事制度、勤務環境の整備などについて言及されております。

いずれにいたしましても、この特別区人事委員会の勧告を受けまして、現在、職員団体との間で給与改定の交渉を行っているところです。改めて給与条例の改正についてご提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

◎宮内 総務課長 関連いたしまして、口頭でございますが、ご報告させていただきます。

特別職等の報酬等につきましては、特別職報酬等審議会から明日、十二日でございますが、答申が出される予定でございます。ただいま職員厚生課長がご説明申し上げましたように、その条例改正に必要な準備などが整い次第、定例会に提案する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたらよろしくお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(3)、(4)の平成二十二年度工事請負契約締結状況の九月分と十月分について一括説明願います。

◎岡田 経理課長 平成二十二年九月分及び平成二十二年十月分の工事請負契約の締結状況につきましてご報告申し上げます。

契約の締結状況につきましては一覧表記載のとおりでございます。二十二年九月分は、土木工事八件、設備工事四件で、契約金額の合計は八千七百四十六万七千百円で

ございます。十月分は、土木工事三件、建築工事二件で、契約金額の合計は二億二千五百四十五万四千三百四十円でございます。

○**央戸 委員長** ただいまの説明に対しご質疑がございましたらお願いいたします。

◆**菅沼 委員** 九月分の3と8の電線地中化工事は同じ道路ですか。

◎**岡田 経理課長** いずれも成城学園前駅周辺ですが、別な路線になります。

◆**菅沼 委員** 随分パーセンテージに開きがあるけれども、同じ道路なの。

◎**岡田 経理課長** 幅員、それから、これは共同溝の整備にあわせまして歩道の整備等もしておりますものですから、それぞれ違ってきているということでございます。

◆**市川 委員** この備考欄の入札の方式が三種類出ているわけですが、総合評価が三件、指名が一件、あとは一般競争なんです、この理由について、工事内容とともに教えてください。

◎**岡田 経理課長** 工事請負契約につきましては、基本的に、まず原則一般競争入札で入札をしております。そういう中で、国庫補助事業の土木工事、それから、1につきましては国庫補助事業ではないのですが、非常に急峻な坂の工事で技術的な要素が高いということで、そういった特別な工事、あるいは国庫補助事業、これを総合評価入札でしてございます。

それから、8の指名競争入札ですが、これは八月に総合評価入札で募集をしたところ、全社辞退をされたという経緯がございまして、工期を確保しなければならないということで、指名競争入札に切りかえて実施したものでございます。

◆**市川 委員** 総合評価で入札をしたその理由は、かなり急な坂で特別な技術が必要だということ、それからもう一つ、国の請負みたいな、その二点を挙げられたんです。

ね。そうすると、3あるいは4も、やはりそういう特別な技術が必要な工事であるという理解でいいんですか。

◎岡田 経理課長 総合評価競争入札の対象工事の選定の仕方ですが、三カ年を試行期間ということで、特に土木工事を中心に試行しようということで始めさせていただいております。その際に、基本的には二千五百万円以上の大きな工事で、かつ国庫補助が入っているような工事を選定の対象にしようということを原則にいたしております。ただし、この総合評価入札は施工能力評価型ということで、価格と施工能力の両方を評価して落札業者を決めるということですので、国庫補助が入っていないような工事でも特別な技術が必要であろうというものについて対象とさせていただいている、こういうことでございます。

○宍戸 委員長 それでは次に、(5)その他ですが、何かございますか。

◎岩本 財政課長 お手元にA3の資料をきょうお配りさせていただいております。これは「地方自治体における施策事業の実施と地方交付税制度の関係」という表題をつけてございますが、この間、国において地方交付税による財源措置で新規施策が始められると。また、一括交付金化と地方特有の財源分担についても議論が進んでいることから、このたび、資料として地方交付税制度と世田谷区の関係といったものをまとめたものでございます。

それでは、概要だけご説明をさせていただきます。

左方の四角の中の上でございますが、これは地方交付税制度の基本的仕組みでございます。全国ベースでございますが、基準財政需要額と基準財政収入額がございまして、その差が地方交付税として交付されるというものでございます。

吹き出しの右側の一番上、法定の国税五税、所得税等でございますが、その一定割

合でございますけれども、地方交付税の必要額にこの間の税収の落ち込みで足りていない、七・五兆円となっております。

その下の太線の囲みでございますが、地方交付税の制度の中では、足りない分については一般会計からの加算であるとか臨時財政対策債等によって財源確保されるという仕組みでございますが、事実上、十六・九兆円プラス下の七・七兆円、二十五兆円弱になりますが、こういった必要額が交付税では確保されるといった仕組みとなっております。

その下の太線の四角ですが、都区財調制度の場合につきましては、平成十二年度から総額補てん主義が廃止されておりました、法人税の地方税分等の減収に連動して総額が減るといったような内容となっております。

ちなみに、地方交付税につきましては、地方への配慮というものもありますが、平成二十年から二十二年度の間で約六・四兆円、三五%増加している一方、都区財調制度、財調交付金につきましては一割以上の減額というような状況となっているものでございます。

左の下の箱でございますが、新規施策の交付税措置ということで、国の法改正等に伴いまして、全国一斉に国が新たな施策を始めた場合に、地方交付税措置ということで所要経費に算入する措置がとられる場合がございます。

一方、その右下の太線の中でございますが、二十三区は不交付団体でございますが、地方交付税措置と言われても、新たな施策に対する財源が補てんされない。星印の二つ目でございますが、新規施策が財調算定されることとなったとしても、財調財源につきましては都区固有の財源でございますので、国からの財源措置があったことにはならないといったものでございます。

右側の箱には、国が地方交付税措置として施策の拡充を図った事例を六点挙げてございます。

例えば1の市町村がん検診事業でございます。これは国のがん対策基本計画に基づきまして受診率の向上を目指す事業でございますが、この経費につきましては、地方交付税措置の拡充で対応ということとされており、世田谷区の場合、五つのがんで約五億八千三百万円の経費がかかってございますが、これについては実質区が全額負担をしているといったような状況。

または妊産婦健診につきましても、この間、受診回数が増、国庫補助等入れてございますが、記載のとおり、区の負担額が膨らんできているというような状況でございます。

6、一番下の子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチン、これは現在、国において補正予算の審議が行われているものでございますが、これにつきましては、国が新たに補助制度を立ち上げ、二分の一国庫補助。二分の一についてはまだはっきり説明がございませんけれども、地方交付税等の措置を検討していると言われております。

世田谷区の場合につきましては、接種率はまだ全然未確定でございますが、例えば接種率を五〇%と想定すると、約七億八千五百万円ほどの経費がかかると想定される。そうすると、区の負担額が三億九千三百万円ほどといったような状況となるということでございます。

最後に、一番下の箱でございますが、こういったことから、新たな施策の拡充等を行う場合については、直接的な補助金等確実な財源措置が必要だということについて、さまざまな機会をとらえて国等に申し上げていきたいというために資料作成したものでございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 説明はわかったんだけど、これは全国で東京だけなの。ほかの大都市、大阪だとかそういうのはどうなのかな。

◎岩本 財政課長 この間、リーマンショック以来、大分不交付団体が減ってまいりましたが、都下で言いますと、東京都二十三区は一体算定ですけれども、例えば武蔵野市、三鷹市等は不交付団体です。たしか記憶だと、町田市等についても不交付団体だったんですが、この間の不景気で交付団体に落ちたと。あと、大きな工場のある愛知県であるとか、豊田市であるとか、原発のある都市であるとか、そういったところが全国にある不交付団体、幾つか団体がございます。

◆ 菅沼 委員 確かに東京は大きな企業というものがあって、全体的には人が多い。限られた土地の中で、限られた人が多いわけですよ。そうすると、国の法律というか、国の公平性から言うと、努力しているということはあるんだけど、これは何で東京だけ抜かされるの。

◎岩本 財政課長 左上の図で基本的な枠組みをお示ししてございますが、地方交付税法に基づく算定をすると、東京都と二十三区は一体でございまして、基準財政収入額というのが需要額より高くなる。いわゆる計算式になってしまいますけれども、これは全国一律の算定方法ですので、大都市部の需要をいろいろ反映しているかという部分では問題があると考えておりますが、一応そういう計算式があると。

ただ、このペーパーで申し上げたいのは、そういった交付税の世界と、例えばがん検診事業等、国の責任において全国一律にサービスを実施する場合には、交付税とは別の仕組みできっちりと財源措置をしていただきたいという発想から、こういった資料を作成したものでございます。

◆ 菅沼 委員 今説明していただいたように、東京に住んでいるから、これで景気がどんどん悪くなったときに、同じ国民の中で、ほかの地方と負担だとかさまざま格差ができるわけですよ。だから、確かに人が多くて大企業があるから税制的には裕福でしょうというんだけど、本当に東京が裕福かというと、地方に比べて需給率

は、確かに給料は高くてもいろんなもので、例えば地方へ行くと八万円の家賃の家やアパートなんてないんですよ。八万円だったら土地を買って家が建てられるんですよ、二十年で。だから、本来は東京都も国民であるんだから、最低限度、やっぱり命にかかわる問題だとかこういう問題は、努力はしていると言うけれども、これからも議長会、区長会が頑張って、国のほうに言っていかなくちやいけないというふうに思います。民主党さんも協力を頼むね。

◆上島 委員 この地方交付税に関して、現在、国のほうではどのような議論になっているととらえているか教えていただきたいのと、この間、これから機会をとらえて国に申していくというお話がありましたけれども、これまで、例えば区長会とかそういったところを通じてどのような行動がなされてきたか、区として対応があったとしたら教えてもらいたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

◎岩本 財政課長 国の地方交付税制度そのものの抜本改正ということではまだ議論は聞いてございませんが、ただ、三位一体改革という平成十九年当時の改革がございまして、それは地方に税源を移譲することによって、交付税、また補助金等を減らすという取り組みがされました。そこで、平成十九年度は交付税が実質十八兆円弱ということで大分落ち込んで、地方からも不満が上がったという状況がございまして、二十一年度、二十二年度、地方への配慮というように全国知事会等が大分訴えたこともありまして、そこから国が独自に加算という形で交付税の総額をふやしてきている傾向がございまして、ということも相まって、新規施策は全部地方交付税措置という傾向が強まっていると聞いてございます。

あと、特別区長会等からの申し出でございまして、例えばワクチン接種事業等については、区長会とか大都市市長会等で国等へ申し入れてございまして、交付税制度そのものの改正というよりは、そういった個別事業の実施要望に当たっては、先ほど申

し上げたように交付税措置ではなくて、交付金等の確実な財源措置で実施してほしいといったような要望を差し上げているという状況がございます。

◆上島 委員 たしか今の政権では、地方主権という言葉で補助金をなくして、それで地方の自立をという話でいくと、下手をすると交付税制度が拡大するんじゃないかなという見方もできると思うんです。私はまだ十分に勉強していないのでわかりませんが、その傾向というのはあるんじゃないかなと思うんです。今後そうなってくると、今の世田谷区の財政状況を考えると、多分非常に厳しくなると思われるんですが、その辺をどうとらえているかというのをもう一度聞きたいと思います。

◎岩本 財政課長 今、国のほうで補助金の見直しというのは、地方交付税とのリンクというよりは一括交付金化というような発想で、個別箇所づきの補助金ではなくて、地方が自由に使える一括的な交付金にしたいというのを地域主権戦略会議で進めていらっしゃる状況です。

ただ、なかなか省庁の調整がつかず、実際には進んでいないということ。あと、一時期、国からは一括交付金化すれば財源が生み出せるんだという議論も生じたことがございまして、その辺に対しては、全国知事会等も大きく反発をございまして、補助金を自由に使えるお金に変えていただく趣旨については結構だけれども、それが地方へ来るお金の減になってはならないといったような議論だと思います。ということで、現在、補助金の見直し等の議論ですが、それはどちらかというと、地方交付税そのものというよりは、一括交付金化の議論の中で今議論されているものだとして認識しています。

◆桜井 委員 こっちの右側の具体例に1から6まで出ているんですけども、これは基本的には基準財政需要額に算定されていて、されているのならば、この財調での財源措置というのはされるんでしょう、その辺を教えてください。

◎岩本 財政課長 左方の下の太い黒の箱で、考え方としては、財調算定されたとしても、これは二十三区固有の財源ですから、国からいただいたことにはならないというのが一点目です。

あと、例えば3の住基法改正等が典型例なんですけれども、こういう単発的な法改正に伴う出費については、財政調整で単発的に需要差額を算定することはありますけれども、基本的な継続的に続くものを算定するのが財調制度でございますので、例えば二十四年七月に向けてここ二年でシステム開発しなくちゃいけないといったようなものについては、財調の中の特別区交付金がございますけれども、財調算定はなかなか難しい状況になっているということだと思います。

◆桜井 委員 だから、わかるんですよ。それで、さっきちょっと言ったように、特別区長会が個別のあれで予算措置してくれというのを上げている、それはわかるんですよ。ただ、基本的に、これは各区がそれぞればらばらにやるんじゃなくて、やっぱり二十三区では基準財政需要額で考えていて、それで財源が決まっているから、その中でやりくりをするということを考えているんでしょう。それでももちろん足りないから、国にそういう要望をしているというのはあるんだろうけれども、一応二十三区の全体では、こっちに六つの具体例を出して、そういうのでは一体的に算入しようよと。そのための財源はもちろん確保しなくちゃいけないんだけど、それは今財調でやると。

それで、こういう交付金に入れるから、いろいろ来なくなっちゃうからどうするかというのはあるんだけど、基本的には、これは世田谷だけがだめになっちゃうとかそういう問題ではないんでしょう。これは二十三区全体のことでしょう。それを聞きたいんです。

◎岩本 財政課長 ご指摘のとおりでございます。先ほど申し上げた地方交付税自体は、この間、平成二十年が十八兆円だったのが、二十二年は二十四・六兆円と、六・

四兆円も上積みされています。財調は二十三区全体で、二十年度は一兆円あったんですが、二十二年度は八千七百億円、一千三百億円ぐらい減っています。なので、例えば生活保護の母子加算について財調算定しましたとしても、二十三区に配分されるのは一千三百億円減って配分されていると。理屈上は算定したけれども、ほかでどんどん割り落としをして、交付額は実額が減っているという状況が生じています。ということで、世田谷区が単独でということではなくて、やっぱり地方交付税制度かつ不交付団体の問題ではありますが、一番顕著にあらわれているのが東京都と二十三区ではないかと考えております。

◆竹村 委員 これは実際問題として、国から財源が来ない。ただ、国がゴーサインを出した事業について、区として独自の区の財源で取り組んでいるということは、区民の生活とか健康を支えるこうした施策について非常に評価をするところです。

これは制度としてどうなのかということをお伺いしたいんですが、今挙げられているこの六件の事業は、国でやることが示されていても、例えば不交付団体なんだから財源がないので、自治体としてやらないという判断はありなんではないでしょうか、やっていないようなところがあるのかどうか、ご存じなんではないでしょうか。

◎岩本 財政課長 例えばこの六項目で見ますと、1のがん検診事業は目標でございますから、全国自治体で取り組み状況はばらばらだと思います。啓発の度合いによって受診率の向上のカーブが違ってくると思いますので、世田谷区の場合は通年でがん検診をやってございますが、自治体によっては財政状況によって先着順締め切りみたいな状況があります。ただ、3の住民基本台帳、これは法改正で、施行期日が決まっておりますので、一自治体だけが抜けるわけにいかないという意味では、中身としては、1、2については各自治体の取り組みによる、3、4、5は法改正でございますので、全国自治体が一律に実施せざるを得ないといったような状況だと思っております。

◆竹村 委員 そうなると、法により絶対やらなくてはいけないものと自治体で判断できるものがあるということだと思んですが、そもそも不交付団体ということは財政力があるからということで、それでも世田谷区もやはり厳しい状況になっていることは理解していますけれども、これは国全体で考えると九百八兆円の借金がある。この間、本当にすごい勢いで国の借金として提示される金額が膨らんでいる中で、さらに区が今財政力があるので独自でやってほしいと示しているものについてまで国のほうに求めていくと、国民の利益ということで考えると、こうしたことを求めていくことで、さらに借金が膨らんでいくのではないかなというそのあたりの心配も非常にあるんですね。

これはもちろんだうするかというのを考えるのは国のことであるとはいえ、自治体がそれぞれ求めていくと、どんどん借金は膨らんでいくということも非常に懸念をされるんですけれども、それについては、区としてはどのように考えているんでしょうか。

◎岩本 財政課長 ご指摘のとおり、左方の上の表でございますが、本来税で賄う、本来の地方交付税の一定割合だと七・五兆円しか税収がないんです。下に臨時財政対策債が七・七兆円はみ出ていますが、これは地方に借金をして財源確保している。国と地方で借金を分け合って、地方交付税の財源確保をしているという実態はございます。そういう意味ではご指摘のとおりでございますが、ですから、財源の足りない中でどういう施策をするか、国政における判断もあるのかということでございます。ただ、今国において審議中でございますが、例えば6の子宮頸がんやヒブ等のワクチンについて、財源が明確でない中で二分の一補助事業として実施されることによる自治体の判断の難しさということでまず申し上げたいところでございます。

◆桜井 委員 だから、今のを聞いていて、例えば1のがん検診事業で、私が気になるのは区民との関係なんだけれども、これは二十三区一体でやりながら、有料化とい

うことで、各区で五つのがん検診に区民負担をいただきますと。うちはこれだけいただきます、うちはこれだけ違うんですとばらばらだ、そういうことになっていくんですかということを知っているんです。

◎岩本 財政課長 もともとこういった検診事業等については、医療制度も一割負担、三割負担とございますけれども、基本的な制度設計としては一部ご負担いただくというところがスタンダードな制度設計だと考えています。ただ、あとは自治体の判断によって、実施手法であるとか、対象者であるとか、または負担のあり方についてばらつきが生じていると。ですから、単純に財源問題だけで負担いただくとかということではないと思いますけれども、必ずしも全国無料が前提だという制度ではないと考えています。

○宍戸 委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ほかになければ、これで報告事項を終わります。

○宍戸 委員長 次に、資料配付ですが、補足説明などはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

○宍戸 委員長 次に、協議事項に入ります。

まず、先ほど趣旨採択とした請願に関し、当議会としての関係機関へ意見書なり要

望書を送付するかどうかについて協議したいと思います。

本件の取り扱いについてご意見がございましたら、どうぞお願いします。

◆ 菅沼 委員 要望書をお願いします。

○ 穴戸 委員長 要望書でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 穴戸 委員長 それでは、東京都に対し要望書を提出することを前提に、まずは正副委員長で文案をつくらせていただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 穴戸 委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

案文につきましては、正副で調整し、調整次第、事前に皆さんにお示ししたいと思います。ある程度委員会としての案が整いましたら、委員外会派にもご意見をいただいた上で、一度臨時の委員会を開催し、最終的に案を決定するという流れで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 穴戸 委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

○ 穴戸 委員長 次に、次回委員会の開催についてですが、要望書の案文を協議するため、臨時に委員会を開催したいと思います。

案としてお示ししたいと思います。一つとしては十一月十六日火曜日、告示日の午後一時からか、十一月十七日水曜日、質問締め切り日の午後一時からのどちらかでいかがでしょうか。

では、十一月十六日火曜日の議会運営委員会終了後ということでもよろしいでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 では、十一月十六日火曜日、議会運営委員会終了後に臨時の委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、定例会中の委員会についても、ここで確認しておきたいと思います。年間の予定によりますと、本会議中の十一月二十九日月曜日午前十時となりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、定例会中の委員会は十一月二十九日月曜日午前十時から開催予定といたします。

○宍戸 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十時五十九分散会

署名

企画総務常任委員会

委員長